別表第2(第10条関係)

受益者負担金等減免基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 該当項 | 該当受益者 | 減額又は免除の対象となる主な土地 | 該当する主な用途 | 減ずる割合又は額 |
| 条例第15条第2項第1号 | 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 | 国又は地方公共団体が公用に供する土地 | 庁舎 | 50パーセント |
| 小学校、中学校、高等学校、幼稚園、大学 | 75パーセント |
| 病院 | 25パーセント |
| 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業の用に供する土地 | 保育所、母子生活支援施設、老人ホーム | 75パーセント |
| 有料の職員宿舎の土地 |  | 25パーセント |
| 無料の職員宿舎の土地 |  | それぞれ附属する施設と同じ割合 |
| 条例第15条第2項第2号 | 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 | 企業財産となっている土地 |  | 25パーセント |
| 条例第15条第2項第3号 | 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 | 事業決定されている土地 | 道路、河川、堤防、水路、公園、広場等公衆の自由使用に供されるもの | 100パーセント |
| 条例第15条第2項第4号 | 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けている者が所有する土地 |  | 100パーセント |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第2項第1号に規定する生活支援給付を受けている者が所有する土地 |  | 100パーセント |
| 条例第15条第2項第5号 | 下水道事業のため金銭を提供した受益者 |  |  | 提供した金銭に相当する額 |
| 下水道事業のため土地、物件又は労力を提供した受益者 |  |  | 寄附物件の評価額に相当する額 |
| 下水道事業のために住宅団地内の既存の汚水管渠を寄附した受益者 |  |  | 市長が定める額 |
| 条例第15条第2項第6号 | 公共性の高い事業の用に供する土地に係る受益者 | 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置するものに係る土地で、教育の目的に使用しているもの | 小学校、中学校、高等学校、幼稚園、大学(管理者又は職員等が住居に使用する建物敷地を除く。) | 50パーセント |
| 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人が同項に規定する目的のために使用する土地及びこれに類する土地 | 小学校、中学校、高等学校、幼稚園、大学 | 75パーセント  ただし、国立大学法人広島大学にあっては100パーセント |
| 有料の職員宿舎 | 25パーセント |
| 無料の職員宿舎 | 75パーセント |
| 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する土地 | 保育所、母子生活支援施設、老人ホーム(管理者又は職員等が住居に使用する建物敷地を除く。) | 75パーセント |
| 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条に規定する独立行政法人が同条に規定する目的のために使用する土地及びこれに類する土地 | 庁舎 | 50パーセント |
| 病院 | 25パーセント |
| 有料の職員宿舎 | 25パーセント |
| 無料の職員宿舎 | それぞれ附属する施設と同じ割合 |
| 地方公共団体が設置する社会教育施設又は社会教育に関連する施設の用に供する土地 | 文化・学習センター(東広島市文化・学習センターの設置及び管理に関する条例(昭和49年東広島市条例第168号)第2条の表に掲げる文化・学習センターをいう。)、図書館、美術館、博物館、体育館 | 50パーセント |
| 国、県又は市が指定している文化財が所在する土地 |  | 100パーセント |
| ごみ収集場(備考1の要件を満たすものに限る。) |  | 100パーセント |
| 消防団が所有し、又は使用する消防用備品等の格納庫に係る土地 |  | 100パーセント |
| 集会施設の用に供する市の所有する土地 | 地域センター(東広島市地域センター条例(平成22年東広島市条例第41号)第3条に規定する地域センターをいう。)、会館、集会所 | 50パーセント |
| 地区、町内会、自治会の所有地 | 会館、集会所 | 100パーセント |
| 墓地敷地に係る受益者 | 墓地敷地 | 墓地 | 100パーセント |
| 境内地に係る受益者 | 宗教法人法(昭和26年法律第126号)により宗教法人となった同法第2条に規定する神社、寺院、教会等の宗教団体が同条に規定する目的のために使用する土地及びこれに類する土地 | 境内地(管理者が住居に使用する建物敷地は除く。) | 50パーセント |
| 鉄道敷地に係る受益者 | 鉄道敷地 | 踏切、駅前広場 | 100パーセント |
| 軌道敷地 | 50パーセント |
| 駅舎、プラットホームその他の施設用地 | 25パーセント |
| 公共性が大であると認められる私道敷地に係る受益者 | 公共性が大であると認められる私道敷地(備考2の要件を全て満たすもの。)及び公共下水道管を敷設した私道敷地 |  | 100パーセント |
| 急傾斜地に係る受益者 | 急傾斜地(備考3の要件を全て満たすもの。) |  | 急傾斜地の水平投影面積の25パーセント部分に係る負担金等に相当する額 |
| 東広島浄化センター建設に関する地元協定及び覚書に係る受益者 | 東広島浄化センター建設の用に供する土地 |  | 東広島浄化センター建設に関する覚書において地区ごとに定める割合 |
| その他市長が特に減免する必要があると認めた受益者 | その他市長が特に減免する必要があると認めた土地 |  | 市長の認定する割合又は額 |

備考1

(1)　土地の登記簿において、対象地が他の土地と明確に区分されていること。

(2)　対象地の地積の大部分がごみ収集場として認められること。

備考2

(1)　道路形態(構造上アスファルト舗装、側溝等の施設)を有していること。

(2)　道路幅員が1.8メートル(里道又はこれに類するものは0.9メートル)以上であること。

(3)　不特定多数の人の通行の用に供していること。

(4)　通行に社会上不合理な制限(通行料及び通行時間の設定)を付していないこと。

(5)　門塀、棚及び表示物がないこと。

(6)　通行以外の目的で土地を使用(物置の設置、駐車等)していないこと。

(7)　当該私道に隣接する土地又は家屋所有者が2名以上であること。

備考3

(1)　急傾斜地の垂直高が5メートルを超えていること。

(2)　急傾斜地の勾配が、5メートル以下の部分については45度、5メートルを超える部分については35度を超えていること。